

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北九州市

2 構造改革特別区域の名称

北九州市国際物流特区

3 構造改革特別区域の範囲

北九州市の全域

4 構造改革特別区域の特性

北九州市は、産業構造の変化により、本市の特色であった素材型産業に打撃を与えた、いわゆる「鉄冷え」からの都市再生を図るため、昭和 63 年に平成 17 年度を目途とした「北九州市ルネッサンス構想」を策定した。

中国等アジアに近い地理的な優位性に加え、官営八幡製鐵所開所以来、100 年に及ぶモノづくりのまちとしてのノウハウ、ストックを活用するため、物流機能の強化、産業再生を目指し、長期的な視野をもって主要プロジェクトを進めてきたところである。

そして、現在、それらのプロジェクトが完成期に入りつつある。

具体的には、アジア発の貨物増加に伴う船の大型化や、物流コストの低減要請、輸送時間短縮のための「アジア～日本海～北米」ルートへの対応のため、我が国で初めて大水深港湾の整備、運営に PFI 事業を導入した。

サービス面でも釜山港に対抗できる国際競争力のある港を目指し、物流機能の強化に取り組んでいる。

また、産業再生を図るため、公害克服の経験を活かす環境産業に着目し、北九州エコタウンの整備を行うとともに、産業を支える知的基盤である学術研究都市の整備を行ってきた。

加えて、産業都市として蓄積されてきたインフラ・ノウハウの活用方法の検討、大水深港湾の背後にある 2,000ha に及ぶ広大な埋立地の土地利用の柔軟化の検討も行ってきたところである。

以上のような取り組みにより、動脈産業と静脈産業がコラボレート

した、持続可能な発展を具現化する新しいタイプのモノづくり産業拠点の形成を目指している。

グローバル競争が激化し、産業の空洞化が進む中で、環黄海経済圏における我が国の産業拠点としてのポテンシャルを高めるためには、今日まで本市が取り組んできたプロジェクト等を支援する規制緩和等のソフトの充実を迅速に行うことが喫緊の課題となっている。

北九州市国際物流特区は、総合的な施策により、地域の特性を顕在化させ、経済の活性化を目指す取り組みであり、この成果を全国に波及させることによって、我が国の経済活性化、構造改革に資するといったことから、特区の政策目的に合致している。

以上のことから、北九州市の構造改革等特区は、時間、予算をあまりかけずに、早く成果を得られると考えられる。

北九州市ルネッサンス構想

策定年月（議決） 昭和63年12月

目標年次 平成17年（西暦2005年）

基調テーマ

「水辺と緑とふれあいの“国際テクノロジー都市”へ」

○ 自然を生かし、ふれあいとぬくもりを感じる住みやすいまち

○ 国際的に通用する高い技術に裏打ちされた新しい形の産業都市

○ “ものづくり”にこだわる都市

5つの都市像

緑とウォーターフロントを生かした快適居住都市

健康で生きがいを感じる福祉・文化都市

あすの産業をはぐくむ国際技術情報都市

海にひろがるにぎわいの交流都市

未来をひらくアジアの学術・研究都市

5 ヲ年実施計画

計画的な行政を推進しながら、時代の変化に速やかに対応

○ 第一次実施計画

- ・ 計画期間 平成元年度～5年度
- ・ 施策数 397件
- ・ 事業費 約8,200億円(当初予算額累計)

○ 第二次実施計画

- ・ 計画期間 平成6年度～10年度
- ・ 施策数 558件
- ・ 事業費 約11,700億円(当初予算額累計)

○ 第三次実施計画

- ・ 計画期間 平成11年度～15年度
- ・ 施策数 671件
- ・ 事業費 約13,500億円(当初予定)

第三次実施計画・改訂版

- ・ 計画期間 平成16年度～17年度
- ・ 施策数 627件
- ・ 事業費 約4,400億円(当初予定)

5 構造改革特別区域計画の意義

(1) 必要性

中国など、急速に発展を遂げている殆どの国では、税制や諸手続きが簡素化された特区を設けている。

それらの特区はほとんどが臨海部に位置しており、国家プロジェクトとして投資を集中し、安価な人件費を武器に、外国資本を呼び込んで、飛躍的な成長を遂げている。

一方、我が国の臨海部においては、経済の高度化に伴い、産業構造が重厚長大型から軽薄短小型、さらにはソフトウェアのような無形なものに変化し、原材料や製品の輸送コストの面から、港湾背後地に工場を配置する必要性が相対的に低下してきた側面がある。

しかし、北九州市のように人口・産業集積地を背後に抱え、長期に亘って港湾、水道、道路等に投資が行われ、産業基盤が充実している港湾地域では、新たな産業の進出需要も高いことが、近年の北九州市への企業進出事例等から明らかである。

今後、既存産業の再編強化を図るとともに、新産業の誘致・創出・育成に努めるためには、法律の目的別に整備された社会インフラの柔軟な活用、土地の複合用途化、流動化策を可能とすることや、既存プロジェクトの国際競争力の強化を図ることなど、ソフト面を充実させることが必要である。

以上のことから、企業活動等にとって障害となっており、コスト削減につながる規制緩和・制度変更を可能とする構造改革特別区域の導入を行うことが必要である。

(2) 意義

中国等アジア諸国が劇的な発展を遂げる中で、我が国の港湾地域・製造業が抱えている様々な問題を解決するため、活路を見出す手法が求められている。

港湾機能の強化及び背後地への産業集積促進のため、障害となっている規制の緩和を可能とする構造改革特別区域制度は、国際競争力を高めるためのフレームワークとして非常に効果が期待される。

構造改革特別区域制度を北九州市に導入し、規制緩和等を行うこ

とは、我が国の港湾の改革となるプロジェクトを展開している響灘地区においては、他の支援策と相俟って、特に成果が期待されることである。

当該地域が、今日までの「機能・サービスが限定された港湾地域」から、「多機能・総合サービス型の港湾都市」への進化が図られることにより、北九州市の特長が顕在化するなどの効果が期待される。

これは、同様の課題を抱えている我が国主要港湾地域のモデルケースとなりうるものである。

このような取り組みが、全国に波及し、各地で地域の特色を活かした個性ある施策が地方から提案されることで、「自立と競争」が誘導されていき、ひいては日本再生に向けた一つのシナリオになることが期待できる。

6 構造改革特別区域計画の目標

(1) 北九州市の構造改革特別区域計画のコンセプト

世界規模での最適地調達・適地生産という企業行動や、中国という巨大市場の出現といった現実を踏まえ、環黄海圏に位置する北九州市の地理的優位性を活かす多様な物流サービスの提供や、環境時代を先取りしたエコタウン事業を組み合わせることで、他地域にない魅力を創造する。

また、重厚長大産業の集積により整備されたこれまでの社会資本やノウハウ等に加え、規制緩和を行う特区制度を適用することで、コストダウンを図り、アジアにおける物流・産業の戦略的な拠点形成を図る。

結果として、我が国における産業の空洞化を防ぐとともに、日本経済再生及び構造改革を推進する。

(2) コンセプトを具現化するための具体的な目標

ア 目標を設定するにあたっての基本的な考え方

既存プロジェクト等との相乗効果

北九州市ルネッサンス構想に基づき実施してきた主要プロジェクト等に規制緩和を組み合わせ、事業効果を高める。

ストックの最大限活用

最小の経費で最大の効果をもたらすため、遊休地、水、電気等、既存の社会資本ストックを最大限に活用する。

事業の即効性

早期にアジア並みのコストパフォーマンスを実現し、日本からの産業流出を止めるとともに、アジアの物流拠点を形成する。

イ 具体的な目標

我が国における港湾の国際競争力の強化

近年の我が国の港湾は、中国、韓国、台湾等周辺諸国の港湾が大きく成長する中、貨物取扱量の伸びも少なく、その地位を大きく低下させている。

このことは、日本に寄港しない北米、欧州など主要航路の

船舶が増えるといった悪循環を引き起こしている。

北九州市から対岸約230キロメートルの釜山港にあっては、20年の間でコンテナ取扱量が1.2倍となり、世界第3位の取扱量を誇るまでに成長している。

アジア圏では、これからもコンテナ貨物の大幅な増加が見込まれ、北米、欧州の主要航路が寄港できる環黄海圏のハブポートの早期整備が日本に求められている。

このため、北九州市では、平成16年度の供用を目指し、市内の響灘地区に大水深港湾を整備中である。

また、諸外国の港と比較し港湾諸料金が高いことや、リードタイムが長いといったことが、我が国の港湾の国際競争力低下の一因となっていることを踏まえ、響灘地区での大水深港湾整備事業には、運営まで含めたPFI手法を導入することとした。

世界的に活躍する外国資本を参加させることで、トータルコストで諸外国の港と競争できる環境づくりに努めている。

一方で、市内に存在する充実したアジア航路を有する太刀浦^{たちのうら}コンテナターミナル等の活性化を図り、両者を連携させることで、今日までの実績に加え、トランシップ貨物取扱量の拡大を図る。

このような施策に加え、港湾の競争力を阻害している規制等を取り除くため、構造改革特別区域法に基づく規制緩和の特定事業、関連事業を実施する。

これにより、港湾の高コスト構造の改革を進め、環黄海圏におけるハブポートの構築を目指すものである。

産業空洞化の防止（産業再生）

近年、アジア諸国においては、低廉な労働力に加え、技術力の向上が著しくすすんでおり、また、中国という巨大なマーケットの出現に伴う適地生産という企業行動から、多くの製造業が産業拠点を海外へ移転する事態になっている。

今後、このような事象が進展することにより、国内経済の縮

小と R&D 分野への投資の減少という負のスパイラルに陥る危険性が指摘されている。

我が国産業の空洞化を食い止め、日本の国際競争力及び比較優位性を確保するため、初期費用及び固定費の低廉化を図るなどの、環境整備が喫緊の課題となっている。

並行して、地域の特性や我が国の技術力を活かし、アジア諸国と比較しても優位性が保てるモデルを見出し、産業拠点としての生き残りを図る必要がある。

そのため、北九州市では、産業を支える知的基盤として、北九州学術研究都市を整備するとともに、企業活動の大きな課題となっている廃棄物の適正処理を進め、合わせて環境産業の振興を図るため、北九州エコタウンの整備を行っている。

そこで本市は、構造改革特別区域法に基づく規制緩和の特定事業及び関連事業の実施により、重厚長大型産業を支えてきたエネルギーインフラ、港湾の後背地の有効活用等を可能とし、企業立地の初期費用、固定費の軽減を図る。

更に、「情報」と「環境」をコンセプトとしている北九州学術研究都市においては、集積する大学と地域の大学等の連携を図るとともに、我が国を代表する産業技術と大学、研究所等の最先端の研究開発機能を結び付け、高度技術者の供給体制の整備、産学連携の拠点性を確保するなど、新産業を支える知的基盤の充実を図る。

また、知的基盤の整備とあわせて、実社会で即戦力となる高度な専門能力を持ったビジネス人材の育成を推進するために、専門人材の育成や実務実習を行う大学等の集積を図り、高度な専門教育の機会を供給する。

これにより、産業集積に必要な環境を提供し、地域経済の活性化、雇用の創出を図る。

加えて、海と陸の結節点として大きな役割を果たす港湾と、都市隣接型の産業の連携を強め、シナジー効果を発揮させることで、我が国の産業の流出の防止に必要な環境を整備することを目的とするものである。

これは、三大都市圏等の主要臨海部の今後の方向性の一つを示すものであり、一地域の振興ではなく、我が国の経済・産業の活性化につながっていく。

(3) 具体的な目標を達成するための取り組み

響灘環黄海圏ハブポート構想の推進

大水深港湾の整備を行う一方で、コンテナターミナルの整備・運営に PFI 事業を導入、釜山港と競争できるポートチャージを実現し、環黄海圏のハブ港を目指す。(平成16年度第一期事業供用開始予定)

【事業詳細】

開港予定

第1期事業完成、供用開始 平成16年度(2004年度)

事業概要

第1期事業

水深15m岸壁:2か所、水深10m岸壁:2か所

事業費:1000億円

響灘環黄海圏ハブポート構想

地理的ポテンシャルを生かし、環黄海圏のハブポートを目指す。

<ひびきコンテナターミナルのポテンシャル>

コンテナ貨物が急増する環黄海圏の扇の要の位置

アジア地域からの北米航路(日本海ルート)上

大水深岸壁の整備が容易

背後に約2000haの土地がある

PFI方式の導入

コンテナターミナルの整備、運営に民間資金を活用

運営会社の中心企業「PSA社」(シンガポール、世界第2位の港湾運営会社)と基本協定締結(平成13年12月)

平成15年度に運営会社設立、事業実施協定締結

クレーン、管理棟、ゲートなどを建設(事業費157億円)し、開港時から管理、運営

コンテナターミナルの整備・運営に P F I 方式を導入し、日本一使いやすい港を目指す

- ・ 「日本一経費が安い」
- ・ 「365日24時間稼働」
- ・ 「定時制・信頼性・効率性が高い」

太刀浦^{たちゅうら}コンテナターミナル等活性化策の展開

月間190便の充実した定期航路を有する太刀浦^{たちゅうら}コンテナターミナル等北九州港の更なる活性化を図るため、使用料の低減、手続きの簡素化等官・民による利便性の向上策を展開し、北九州港全体としてのベーシックカーゴを確保していき、ひびきコンテナターミナルの開港と相俟って、利用者のニーズにあった港・サービスを提供する。

北九州エコタウン事業の推進

資源循環型社会への移行に適切に対応し、環境産業の更なる集積を図るため、平成14年に第2期計画を策定し、さらに平成16年には市内全域にエコタウン地域を広げ、新たな事業の創出・誘致を図っている。

(事業詳細)

国の地域承認

平成9年7月、本市から国に提案し、第1号で承認あらゆる廃棄物をゼロにする「ゼロ・エミッション構想」を実現し、資源循環型経済社会の構築に先導的な役割を果たす。

エコタウンの3点セット

環境産業の振興にあたり、基礎研究から技術開発・実証研究、事業化に至るまで3点セットで総合的に展開

- 北九州学術研究都市で教育・基礎研究
- 実証研究エリア

環境・リサイクルの新技术を実証的に研究するエリア
第1期整備エリア約6.5ha

- 総合環境コンビナート
 - 環境・リサイクル産業の事業化を展開するエリア
約 19ha
 - 複合中核施設（平成15年度に着工）
 - 総合環境コンビナート内のリサイクル工場等から出る処分かすを焼却溶融し、再利用することで、リサイクル率を100%に近づける。
 - ・ 最終資源化機能
処分かすを焼却溶融し、金属や建材原料として再利用
 - ・ エネルギーセンター機能
焼却熱を利用して発電し、コンビナート内の工場等に供給
- 響リサイクル団地
 - 中小・ベンチャー企業のリサイクル事業を支援するエリア（約5.5ha）
 - 定期借地権方式で事業用地を提供し初期費用を低減
 - ・ 自動車リサイクルゾーン
市街地に点在する自動車中古部品・解体業者が集団移転し、リサイクル団地を形成
 - ・ フロンティアゾーン
独創的、先駆的な技術やアイデアでリサイクル事業を行う。（洗浄液・有機溶剤、食用油、古紙の敷きわら、空き缶等のリサイクルを実施）
- 進出状況
 - ・ 実証研究施設 26施設(うち、12施設は研究終了)
 - ・ リサイクル工場等 20事業(17事業、3協同組合)

北九州学術研究都市の充実

モノづくりの再生及び環境技術を支えるため、情報、環境に特化した知的基盤を整備し、充実を図る。

（事業詳細）

開発面積 約 3 3 5 h

スケジュール

第 1 期

- ・ 平成 8 年 2 月 ~ 平成 1 5 年度
- ・ 面積 : 1 2 1 h a
- ・ 事業主体 : 都市基盤整備公団
- ・ 事業費 : 2 8 6 億円

第 2 期

- ・ 平成 1 4 年 4 月 ~
- ・ 面積 : 1 3 6 h a
- ・ 事業主体 : 北九州市
- ・ 事業費 : 2 8 0 億円

北九州新大学構想

理工学系の国・公・私立の大学等や公設・民間の研究機関を、学術研究都市中心部の同じキャンパスに集積

複数の大学や研究機関が日々接触し、互いに協力すると同時に、競争し、しのぎを削る仕組みをつくって、学研都市全体が自ずと高度化していく環境づくり

- ・ 九州工業大学大学院生命体工学研究科
- ・ 北九州市立大学国際環境工学部
- ・ 早稲田大学理工学総合研究センター九州研究所
- ・ 英国クランフィールド大学北九州研究所
- ・ 福岡県リサイクル総合研究センター（県立）
- ・ 福岡大学大学院工学研究科資源循環・環境工学専攻
- ・ 早稲田大学大学院情報生産システム研究科
- ・ 北九州市立大学大学院国際環境工学研究科

北九州市産業学術推進機構

産学連携による産業技術の高度化、新たな産業を創出するため、企業との共同研究、環境・情報・新素材など新しい産業の展開を図る。

産業構造の転換（産業都市としての再生）

- ・ キャンパス運営センター

学術研究（共同）施設の運営、大学間の連携・交流の促進

- ・ 産学連携センター（企業、研究機関、大学等が入居）
産学連携のコーディネート、技術等の相談窓口、研究開発の助成
- ・ 中小企業支援センター
地元中小企業への研究開発助成・総合支援、北九州知的所有権センターの運営、北九州テレワークセンターの運営
- ・ S o C 設計センター
S o C 設計に関する産学連携の促進・人材育成・ベンチャーの育成

低廉な土地の提供

大水深港湾の背後地に誕生する広大で低廉な価格の埋立地の複合用途化、流動化策を検討・実施する。

新門司地区の国内物流拠点の形成

新門司地区は、新門司インターチェンジにより高速道路にアクセスできるとともに、関西、関東、四国へ内航フェリーが就航しており、国内輸送モードが整備されている。

また、平成 18 年には、当地区の沖合いに 24 時間離発着可能な新北九州空港の開港が予定されており、海路、陸路、空路の 3 モードの物流体制が実現する。

これらの輸送モードと近接する太刀浦コンテナターミナルを合わせることにより、国内外の連携した様々なニーズに対応する柔軟な物流基盤を形成し、物流関連企業、メーカーなどの立地を目指す。

北九州市科学技術振興指針の具現化

長期的な視点で大学等の知的基盤を充実し、そこから生み出される優秀な人材と研究開発成果を活用することにより、付加価値

値の高い製品やサービスを次々と生み出す次世代産業を創出・育成する戦略的な産業振興を行う。

また、北九州市の特性をふまえ、資源やエネルギーを効率的に利用し、高付加価値の製品やサービスを生み出す「新しいモノづくり」を推進する。

(基本戦略)

策定年度 平成 15 年 8 月

目的

知的基盤の充実と活用による次世代産業の創出・育成

目標

アジアの環境技術未来都市の実現<ヒューマン・エコ・テクノシティ北九州>

方針

知を基盤としたモノづくりの推進 & 次世代社会システムの実証の推進

ビジネス人材の輩出

本市では、低迷する産業の活性化に向けて、新規創業など新しいビジネスの創造に重点的に取り組んでおり、専門人材の育成や自ら起業する人材、企業活動を支援する即戦力人材の育成を積極的に進める。さらに、創業や創業支援に関する第一線の専門的知識を有する人材が本市に集まることにより、産業界との交流を通じて地域の新ビジネスの発展を図る。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

北九州市国際物流特区が実現したときの経済波及効果

【算定：財団法人 九州経済調査協会】

印は中間集計数値（平成 15 年度から平成 19 年度）

計画企業

製造業、流通業、リサイクル業、発電所等の立地 35 件
（ 28 社）

計画年数：平成 15 年度～平成 24 年度

経済効果（計画達成時の単年度）

- ・ 北九州地域（市及び周辺）：4,070 億円
（ 2,351 億円）
- ・ 国内（北九州地域含む）：1兆2,970 億円
（ 5,742 億円）

雇用効果

市内

- ・ 直接効果：10,831 人（ 5,648 人）
- ・ 波及効果： 8,417 人（ 6,335 人）

全国

- ・ 波及効果：56,123 人（ 21,901 人）

計：66,954 人（ 33,884 人）

北九州市国際物流特区が実現することによる物流量予測

1) 北九州港のコンテナ貨物取扱量

- ・ 過去 5 年間のコンテナ貨物取扱量は、40 万 TEU 前後で推移している。
- ・ ひびきコンテナターミナルの供用開始により、環黄海圏からのトランシップ貨物を中心にコンテナ取扱量は増加し、平成 20 年には約 100 万 TEU に達すると見込まれる。

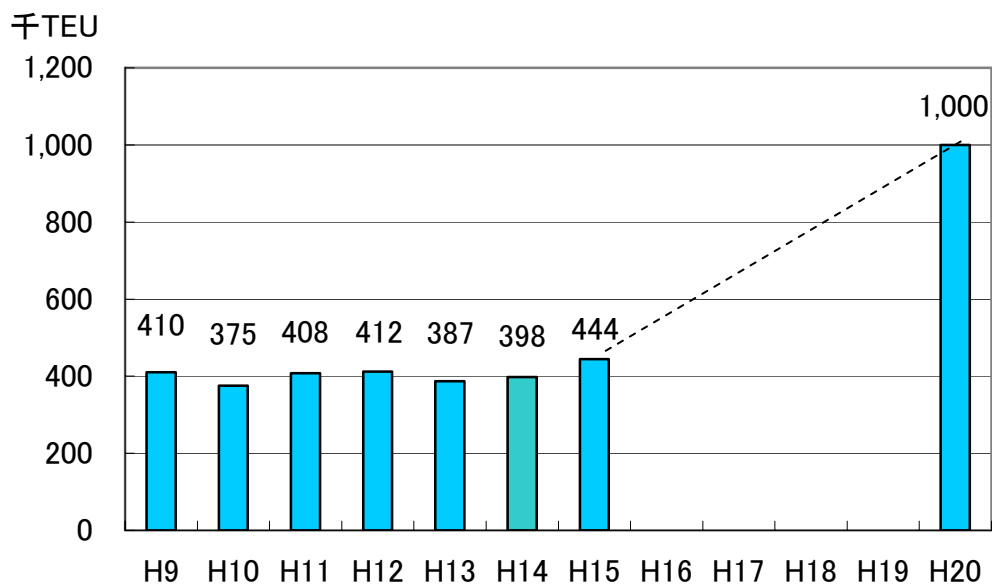
既存 CT 40 万 TEU

ひびき CT 60万 TEU

- ・ ESCAP 資料によれば、平成 23 年の韓国の取扱量は 2,150 TEU であり、そのうち 780 万 TEU は釜山港と光陽港でのトランシップ貨物と予想されていることから、ひびき CT においては、この激増するトランシップ貨物の取り込みを図っていく。

実績	1999 年 H11	2000 年 H12	2001 年 H13	2002 年 H14	2003 年 H15
コンテナ取扱量(千 TEU)	408	412	387	398	444
うち、トランシップ [°] 比率(%)	-	-	-	-	-

今後 5 年間の見通し



8 特定事業の名称

5 0 1 , 5 0 2 , 5 0 3 外国人研究者受入れ促進事業

5 0 4 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処
理事業

7 0 1 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業

7 0 2 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿
易の促進事業

1 1 0 3 資本関係等によらない密接な関係による電力の特
定供給事業

1 2 0 1 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業

8 1 6 学校設置会社による学校設置事業

8 2 1、(8 0 1 - 1) 校地・校舎の自己所有を要しない大
学等設置事業

8 2 8 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業

8 2 9 空地に係る要件の弾力化による大学設置事業

1 2 0 8 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 関連事業

物流関係（北九州物流拠点構想）

- ・ 太刀浦港等活性化事業（再掲）
- ・ ひびきコンテナターミナル整備事業（再掲）
- ・ 新北九州空港等整備事業

北九州圏域200万人の航空交通の利便性確保と地域の活性化を図るため、新北九州空港を整備する。

平成17年度開港予定

人工島面積378ha，長さ4,125m，幅900m

空港島管理面積：160ha，滑走路：2,500m×1

事業費：約1,600億円

- ・ 東九州自動車道整備事業

平成17年度開港予定の新北九州空港へのアクセス道路としての機能を有する東九州自動車道を整備する。

平成17年度：小倉JC～(仮称)苅田IC(約8km)開通予定

- ・ 新若戸道路整備事業

時間便益の創出、物流コストの縮減、国際競争力をもった港づくり、また都市機能の向上のため、若松～戸畑間のメインアクセス道路を整備する。

平成20年代の早い時期：第一期区間(2.3km)開通

主要施設：沈埋トンネル(片側2車線)

産業再生関係

- ・ 北九州学術研究都市整備事業（再掲）
- ・ 北九州エコタウン事業（再掲）
- ・ リサイクルポート整備事業

リサイクル施設と港湾施設（係留施設、荷捌き施設、臨港道路等）を有機的・一体的に整備することにより、受入れ、処理、残渣処分を一貫して行うことのできる拠点づくりを行う。(平成14年5月30日指定)

- ・ 北九州 e - port 構想

響灘大水深港湾（Sea - Port）、新北九州空港（Air - Port）に続く、第 3 の国際ハブポートとして、情報の港（E - Port）を、市民生活、企業活動、行政サービスを支える社会基盤として整備し、新規事業への展開の容易化、雇用の創出等地域経済の活性化を推進する。

i DC、情報倉庫、コールセンター、A B X、人材育成機関を整備する。

- ・ 北九州市科学技術振興指針

- 知的基盤の充実の方向性

- 国際水準の知的基盤の実現

- 北九州学術研究都市を知的基盤の中核として位置付け、国内外の高度な教育研究機関との連携を強化し、特色ある分野において、国際水準の実践的な教育研究機能を早期に実現し、世界に通用する実践的な人材や研究開発成果を次々と生み出す。

- 地域のポテンシャルの活用

- 研究開発型企業の誘致・創業や既存企業の高度化を狙った産学連携施策を強化する。

- アジア諸国の優秀な研究者や留学生を積極的に受け入れ、実践的な研究開発を促進する。

- 実証研究エリアであるエコタウンとの連携などにより研究開発成果を迅速に事業化する。

北九州国際物流特区推進行動計画

- ・ 企業誘致の展開

- 有望企業にビジネスモデルの提案等、積極的にアプローチをしていくとともに、市内及び国内で海外進出を計画している企業及び外資系企業に対するアプローチしていく。

- ・ 規制緩和の充実

- 特区制度の充実を図るため、民間事業者とともに規制緩和項目の検討を行い、国へ積極的に提案していく。

- ・ 市で可能な規制緩和の推進

特区の指定に合わせ、市での規制緩和について、包括的に対応する条例制定を検討する。

- ・ 市内重点地域の設定による推進施策の実施

構造改革を推進し、経済の活性化を図る重点的な地域を市内に設定し、基盤整備、補助金等の優先的な実施を行う。

- ・ 特区普及啓発活動の推進

特区セミナー、特区に関する出前講演等を通じ、構造改革特別区域制度の企業・市民への普及・啓発を図る。

(2) 国際物流機能の強化及び産業再生のため今後関連が想定される特定事業等

工業用水料金を始めEフレット[®]-料金の低廉化を図る施策を展開

506 外国人研修生受入れによる人材育成促進事業

507 外国人情報処理技術者受入れ促進事業

703 民間事業者等による総合保税地域における一団の土地等の所有又は管理事業

811 校地面積基準の引き下げによる大学等設置事業

1202 公有水面埋立地における用途区分柔軟化事業

1204 自動車の回送運行時における仮ナンバー表示の柔軟化事業

1212 留学生向け宿舎に係る公営住宅の目的外使用承認の簡素化事業

なお、国立大学の法人化により、特例措置の対象から外れた国の試験研究施設の使用の容易化事業（旧 705）及び国有施設等の廉価使用の拡大による研究交流促進事業（旧 813）については、国立大学法人に対し、当該特例措置と同様の措置の継続を依頼。

別紙

1 特定事業の名称

501, 502, 503 外国人研究者受入れ促進事業

2 当該規制の特定措置の適用を受けようとする者

(1) 次の機関との契約に基づいて当該機関の当該特区内に所在する施設において、IT、バイオ、ナノ、ロボティクス、環境・エネルギーの各分野に関する研究を行う業務に従事する外国人

- ・ 国立大学法人九州工業大学
- ・ 北九州市立大学
- ・ 早稲田大学
- ・ 産業医科大学
- ・ 財団法人北九州産業学術推進機構
- ・ (株)ジーダット・イノベーション
- ・ 新日鐵化学(株)

(2) (1) の外国人の扶養を受ける配偶者または子

3 当該規制の特定措置の適用の開始の日

特区計画認定後

(以下 次 葉)

4 特定事業の内容

次に掲げる機関施設において、IT、バイオ、ナノ、ロボティクス、環境・エネルギーの各分野に関する研究を行う業務に従事する外国人研究者の受入を促進する。なお、各施設はそれぞれ概要記載の分野に関する研究のための中核となる施設である。

機関名：国立大学法人九州工業大学

施設名	所在地	特定分野	施設の概要
大学院工学研究科	戸畑区仙水町1-1	【IT】【ナノ】【ロボティクス】【環境・エネルギー】	<p>機械工学、建設工学、電気工学、電子工学、材料工学、応用化学等の研究とこれらの分野にとらわれない学際融合型、産学連携型の研究に取り組んでいる。</p> <p>【IT】半導体超格子の微小領域における物性評価および電気光学効果素子への応用研究、画像符号化、ニューロによる文字認識、医用画像処理 他</p> <p>【ナノ】生体硬組織代替材料の研究、表面構造制御による生体組織修復材料の研究、ナノ構造磁性体とセンサ・アクチュエータの研究 他</p> <p>【ロボティクス】磁界を利用したマイクロマシンの開発、水中ロボットの力学と制御、宇宙ロボットのデジタル制御 他</p> <p>【環境・エネルギー】吸光光度法による微量陰イオンの高感度定量法により、環境汚染をもたらす有害物質を除去、電気化学反応及び表面機能を活用したエネルギーシステムと材料の設計開発 他</p>
大学院生命体工学研究科	若松区ひびきの2-4	【IT】【バイオ】【ナノ】【ロボティクス】【環境・エネルギー】	<p>分子・細胞レベルの生命科学に加え、生命体の構造、物質変換、エネルギー変換、感覚、運動、制御、情報処理機能などの体系的な研究に取り組んでいる。</p> <p>【IT】自己組織システムの構築とハードウェア化、デジタル画像処理、脳型コンピュータのための集積回路と画像認識システムへの応用 他</p> <p>【バイオ】ペプチド骨格を基体とした人工的機能分子の創製・生物有機化学、生体高分子化学、ペプチド化学 他</p> <p>【ナノ】太陽電池及び有機エレクトロニクス材料、マイクロ・ナノスケールで出現する特異な現</p>

			<p>象を適用した材料の研究 他</p> <p>【ロボティクス】ニューラルネットワークを用いた運動制御システム 他</p> <p>【環境・エネルギー】生ゴミからポリ乳酸と肥料を製造することによる資源化の研究、マレーシアパームオイル産業が大気中に放出する膨大なメタンガスのエネルギー利用および温暖化ガス削減 他</p>
工学部	戸畑区仙水町1-1	【IT】【ナノ】【ロボティクス】【環境・エネルギー】	<p>力学体系を中心とする先端工業技術、宇宙空間や特殊環境に対応できる要素技術や新規応用技術、その他電子システム化技術、センシング技術、システム化技術、材料科学を基礎とした材料開発などの研究に取り組んでいる。</p> <p>【IT】半導体超格子の微小領域における物性評価および電気光学効果素子への応用研究、画像符号化、ニューロによる文字認識、医用画像処理 他</p> <p>【ナノ】生体硬組織代替材料の研究、表面構造制御による生体組織修復材料の研究 他</p> <p>【ロボティクス】水中ロボットの力学と制御、宇宙ロボットのデジタル制御 他</p> <p>【環境・エネルギー】吸光光度法による微量陰イオンの高感度定量法により、環境汚染をもたらす有害物質を除去、電気化学反応及び表面機能を活用したエネルギーシステムと材料の設計開発 他</p>

機関名：北九州市立大学

施設名	所在地	特定分野	施設の概要
大学院国際環境工学研究科	若松区ひびきの1-1	【IT】【バイオ】【ナノ】【ロボティクス】【環境・エネルギー】	<p>環境技術及び情報技術が関連する分野において、産業界との連携、異分野間の融合を積極的に推進して、総合的な環境システムに係る研究開発・技術開発を行う。</p> <p>【IT】VLSI 物理設計、アナログ・デジタル混載LSI設計 他</p> <p>【バイオ】ES細胞の分化誘導、バイオマスのエネルギー化に関する研究、生体機能センシング技術の開発 他</p>

			<p>【ナノ】合成二分子膜の自己組織化、有機・無機超薄膜 他</p> <p>【ロボティクス】人間機械環境システムの安全性に関する研究、天井吊下げ型歩行支援装置のリハビリテーションへの適用 他</p> <p>【環境・エネルギー】環境中からの有害物質（金属、有機物）の効率的な分離回収システム、クリーン燃料の合成、固体酸化物形燃料電池の耐久性向上に関する研究 他</p>
国際環境工学部	若松区ひびきの1-1	【IT】【バイオ】 【ナノ】ロボティクス【環境・エネルギー】	<p>物質・エネルギーに主体を置く実空間における環境問題の研究に取り組むとともに、インターネットに代表される仮想的情報空間における環境問題の研究を行う。</p> <p>【IT】VLSI 物理設計、アナログ・デジタル混載LSI 設計 他</p> <p>【バイオ】バイオマスのエネルギー化に関する研究、生体機能センシング技術の開発 他</p> <p>【ナノ】合成二分子膜の自己組織化、有機・無機超薄膜 他</p> <p>【ロボティクス】人間機械環境システムの安全性に関する研究、天井吊下げ型歩行支援装置のリハビリテーションへの適用 他</p> <p>【環境・エネルギー】環境中からの有害物質（金属、有機物）の効率的な分離回収システム、クリーン燃料の合成、固体酸化物形燃料電池の耐久性向上に関する研究 他</p>

機関名：早稲田大学

施設名	所在地	特定分野	施設の概要
大学院情報生産システム研究科	若松区ひびきの2-7	【IT】ロボティクス】	<p>最新の「情報技術」分野、情報技術を支えるハードウェアとしての「システムLSI」分野、情報技術を駆使した「生産システム」分野の研究に取り組んでいる。</p> <p>【IT】次世代インターネットのシステムLSI設計、一般化学習ネットワークおよび遺伝的ネットワークプログラミングの研究 他</p> <p>【ロボティクス】ポリマーアクチュエータの開</p>

			発、ソフトロボット制御技術研究 他
理工学総合研究センター九州研究所	若松区ひびきの2-2	【IT】ロボティクス【ナノ】環境・エネルギー】	自然科学、社会科学、人文科学の知恵と技術、哲学を総合化・融合化し、産業界に真に評価される理工学研究として、システムLSI分野や環境・エネルギー分野など幅広い研究に取り組んでいる。 【IT】システムLSI設計、地図情報処理 他 【ロボティクス】ポリマーアクチュエータの開発 他 【ナノ】高速通信のためのナノ加工水晶振動子の研究開発 他 【環境・エネルギー】低環境負荷の高代謝建築の研究、エネルギー・動力システムの研究 他

機関名：産業医科大学

施設名	所在地	特定分野	施設の概要
大学院医学研究科	八幡西区医学生ヶ丘1-1	【バイオ】【環境】	医学以外の周辺諸科学(理学,工学,心理学,環境科学等)を含めた学際的観点に立った総合科学である産業医学の研究を行う。 【バイオ】中毒性疾患の動物モデルと培養細胞を用いての中毒発生機序に関する生化学・分子生物学的研究、細胞膜ナトリウムポンプの構造と機能、遺伝子工学の手法とその応用 他 【環境】労働環境ならびに生活環境中の有害物質の毒性評価、メタン生成古細菌のエーテル型脂質構造の研究 他
医学部	八幡西区医学生ヶ丘1-1	【バイオ】【環境】	医学以外の周辺諸科学(理学,工学,心理学,環境科学等)を含めた学際的観点に立った総合科学である産業医学の研究を行う。 【バイオ】細胞膜ナトリウムポンプの構造と機能、遺伝子工学の手法とその応用 他 【環境】メタン生成古細菌のエーテル型脂質構造の研究 他
産業生態科学研究所	八幡西区医学生ヶ丘1-1	【バイオ】【環境】	医学以外の周辺諸科学(理学,工学,心理学,環境科学等)を含めた学際的観点に立った総合科学として、労働者の健康や環境への影響などの産業医学の研究を行う。

			<p>【バイオ】個人の画像を含む健康情報を一元的にファイルし、健康設計に活用するオフラインシステムの開発 他</p> <p>【環境】労働強度を含めた、有害物質曝露量測定機器の開発、各種ガス、溶剤に対する活性炭の有効性の検討 他</p>
--	--	--	---

機関名：財団法人北九州産業学術推進機構

北九州地域における産学官連携による研究開発や学術研究の推進等を行うことで、産業技術の高度化や活力ある地域企業群の創出・育成を行っている。

財団法人北九州産業学術推進機構では、外国人と特定分野の研究に従事することについて契約し、財団内の研究組織（ロボティクス研究所及び英国クランフィールド大学北九州研究所）にて、情報分野や環境分野といった特定分野の研究に従事させるほか、システム L S I 技術とナノサイズセンサー技術などの研究に取り組む知的クラスター創成事業等、財団が中核機関となる研究開発プロジェクトについては、国立大学法人九州工業大学、北九州市立大学、早稲田大学の各研究施設において特定分野の研究に従事する。

施設名	所在地	特定分野	概要
ロボティクス研究所	若松区ひびきの2-1	【IT】ロボティクス】	<p>ロボティクスを中心とした情報分野において、世界に通用する最先端の研究を行うとともに、地域の産業育成と技術革新に貢献する技術開発に取り組む。</p> <p>【IT】計算知能、パターン認識、画像処理 他</p> <p>【ロボティクス】</p> <p>下水道管渠検査用自立型ロボットの開発、自律型移動ロボットの設計・製作 他</p>
英国クランフィールド大学北九州研究所	若松区ひびきの2-1	【IT】【バイオ】【ナノ】【環境・エネルギー】	<p>製品設計から製品寿命が終わるまでの環境影響を最小限に抑える「エコデザイン」の概念を実用化するため、「バイオサイエンス」、「マイクロエンジニアリング」、「ナノテクノロジー」などの各分野の研究に取り組んでいる。</p> <p>【IT】光集積センサー及びモジュレーター 他</p> <p>【バイオ】生物有機化学物質を用いた光ファイバー及び光集積センサー 他</p> <p>【ナノ】ナノ構造の化学物質を用いた光ファイバー及び光集積センサー 他</p> <p>【環境・エネルギー】</p> <p>環境中の汚染物質の検出センサー、建物と都市環</p>

			境に関連するエネルギーの研究 他
国立大学 法人九州 工業大学 大学院工 学研究科	戸畑区仙水 町1 - 1	【IT】【ナノ】ロ ボティクス【環 境・エネルギー】	前掲
国立大学 法人九州 工業大学 大学院生 命体工学 研究科	若松区ひび きの2 - 4	【IT】【バイオ】 【ナノ】ロボテ ィクス【環境・ エネルギー】	前掲
国立大学 法人九州 工業大学 工学部	戸畑区仙水 町1 - 1	【IT】【ナノ】ロ ボティクス【環 境・エネルギー】	前掲
北九州市 立大学大 学院国際 環境工学 研究科	若松区ひび きの1 - 1	【IT】【バイオ】 【ナノ】ロボテ ィクス【環境・ エネルギー】	前掲
北九州市 立大学国 際環境工 学部	若松区ひび きの1 - 1	【IT】【バイオ】 【ナノ】ロボテ ィクス【環境・ エネルギー】	前掲
早稲田大 学大学院 情報生産 システム 研究科	若松区ひび きの2 - 7	【IT】ロボティ クス】	前掲
早稲田大 学理工学 総合研究 センター 九州研究 所	若松区ひび きの2 - 2	【IT】ロボティ クス【ナノ】環 境・エネルギー】	前掲

機関名：株式会社ジーダット・イノベーション

施設名	所在地	特定分野	施設の概要
株式会社 ジーダット・イノベーション	若松区ひびきの2-5 北九州学術研究都市内 情報技術高度化センター	【IT】	LSI 集積回路設計自動化ツール EDA (Electric Design Automation)の研究開発を、北九州市立大学、早稲田大学との産学連携によるコア技術を活用しながら行う。 他

機関名：新日鐵化学株式会社

施設名	所在地	特定分野	概要
総合研究所	北九州市戸畑区大字中原先の浜46-80	【IT】 【ナノ】 【環境・エネルギー】	<p>製鐵プロセスから生み出される芳香族資源。これらを最大限に活用し、豊かな未来社会の実現に必要な素材の継続的供給を使命として、エレクトロニクス、エネルギー、および健康・環境・エコロジー領域でマテリアルソリューション型商品の開発を行う。</p> <p>【IT】エンジニアリング技術、CEA（構造解析。流動解析）、計算機化学をベースに、プロセス設計から分子設計まで、新製品開発の促進を図る。 他</p> <p>【ナノ】芳香族化学を活用した機能性モノマー等の研究開発を行う。 他</p> <p>【環境・エネルギー】炭素材料開発で培った原料開発技術・組織制御技術と石炭系炭素資源の融合により新規エネルギー関連分野の研究開発を行う。 他</p>

上記に記載した施設は全て当該研究分野の中核施設である。

5 当該規制の特定措置の内容

(特区法15条1項1号及び2号に該当することを判断した根拠を示す内容)

【IT分野】

IT分野はあらゆる産業の高度化に不可欠な基盤技術であり、市民の快適な生活を支える分野である。特に、システムL S I関連技術は、製品市場の世界的拡大が見込まれるとともに、市場ニーズに呼応し、技術の高度化・高付加価値化(垂直的拡大)や応用領域を拡大し多様な製品創出(水平的拡大)といった広範囲の展開が可能である。特区内においては、国立大学法人九州工業大学大学院生命体工学研究科、早稲田大学大学院情報生産システム研究科、北九州市立大学大学院・国際環境工学部など多くの研究者が集積し、研究開発成果を事業化する研究開発型企业も19社が立地するなど、システムL S I関連技術を中核としたクラスターが形成される可能性が高く、今後ともその集積は高まることが見込まれる。

外国人研究者の研究活動及びその成果を生かした事業の経営活動はこれらを加速させるのに極めて有効であると判断される。

【バイオ分野】

少子高齢化社会においては、健康に対するニーズは大きい。特に、健康の管理・維持に力点を置いた技術であるバイオツール(機器、試薬、分析チップ等)やバイオインフォマティクスは、バイオテクノロジー(BT)戦略大綱においても、BTのマザーインダストリーとして、BTに関するあらゆる産業の基盤となるものとされている。

これらの技術は、健康状態の数値的把握の際、「計測」と「情報解析」といったITとBTの連携が重要になってくるが、特区内には、生命体工学関係(国立大学法人九州工業大学大学院生命体工学研究科)や情報工学関係(早稲田大学大学院情報生産システム研究科、北九州市立大学大学院・国際環境工学部)の研究施設・研究者が集積し、また、医学関係(産業医科大学など)の研究者も存在し、今後ともその集積は高まることが見込まれる。また、これらの分野は、市場への新規参入も可能な分野であり、大学発ベンチャーの創業も期待できる。

外国人研究者の研究活動及びその成果を生かした事業の経営活動はこれらを加速させるのに極めて有効であると判断される。

【ナノ分野】

ナノ分野は、基礎素材型産業の集積がある本地域にとって、特徴や強みが活かせる分野であり、高機能性材料による新しい産業の創出につながることを期待される。北九州市立大学大学院・国際環境工学部や国立大学法人九州工業大学大学院・工学部などには、環境関連のマイクロ・ナノ技術の研究者が集積しており、特定分野の研究開発成果を応用・活用した、環境にやさしい素材や材料の開発などが期待できる。また、地元には、鉄鋼、化学

などの基礎素材産業や、メッキなどの表面処理産業、金属加工産業が集積しており、これらの産業が大学の研究成果を活用して、技術を飛躍的に高めることが見込まれる。

外国人研究者の研究活動及びその成果を生かした事業の経営活動はこれらを加速させるのに極めて有効であると判断される。

【ロボティクス分野】

ロボティクス分野は、今後大きな成長が見込まれるロボット産業のみならず、ロボットの要素技術であるセンサ、高機能部品、制御システム、人工知能などがロボット以外の製品群にも広範囲に展開していくことが期待できる。特区内は、国立大学法人九州工業大学大学院・工学部をはじめ、早稲田大学大学院情報生産システム研究科、ロボティクス研究所など、ロボットを構成する個別の要素技術の研究者が多く、また、産業用ロボットの世界的メーカーやロボットベンチャーなどロボット関連企業が立地しており、ロボットの要素技術関連として、素材・加工型中小企業も多く集積しており、今後、ロボット関連産業への参入が見込まれる。

外国人研究者の研究活動及びその成果を生かした事業の経営活動はこれらを加速させるのに極めて有効であると判断される。

【環境・エネルギー分野】

人類共通の課題である地球環境問題の解決に貢献し、本市に蓄積した人材や経験を生かすためには、環境分野・エネルギー分野は重要であり、市民の関心も高い。特区内においては、先端科学技術を活用した触媒開発や材料開発などの要素技術の研究開発や、クリーンエネルギーの実証実験などにより、新産業・新事業の創造を目指すことが期待できる。特に、北九州市立大学大学院・国際環境工学部などにおいては、合成燃料、燃料電池、バイオマス由来の循環型プラスチック原料、環境デザインなど特定分野に関する優れた研究者がいることから、その研究の実証実験を踏まえた事業化が有望である。また、地元には、プラントメンテナンス、表面処理等の技術を蓄積する企業が集積しており、地元企業の新事業展開先として、今後その発展が見込まれる。

外国人研究者の研究活動及びその成果を生かした事業の経営活動はこれらを加速させるのに極めて有効であると判断される。

別紙

- 1 特定事業名称
504 特定事業等に係る外国人の入国・在留諸申請優先処理事業

- 2 当該規制の特定措置の適用を受けようとする者
北九州市国際物流特区における「外国人研究者受入れ促進事業」に該当する外国人

- 3 当該規制の特定措置の適用の開始の日
特区計画認定後

(以下 次 葉)

4 特定事業の内容

外国人の活動概要

機関名：国立大学法人九州工業大学

施設名	所在地	特定分野	施設の概要
大学院工学研究科	戸畑区仙水町1-1	【IT】【ナノ】【ロボティクス】【環境・エネルギー】	<p>機械工学、建設工学、電気工学、電子工学、材料工学、応用化学等の研究とこれらの分野にとらわれない学際融合型、産学連携型の研究に取り組んでいる。</p> <p>【IT】半導体超格子の微小領域における物性評価および電気光学効果素子への応用研究、画像符号化、ニューロによる文字認識、医用画像処理 他</p> <p>【ナノ】生体硬組織代替材料の研究、表面構造制御による生体組織修復材料の研究、ナノ構造磁性体とセンサ・アクチュエータの研究 他</p> <p>【ロボティクス】磁界を利用したマイクロマシンの開発、水中ロボットの力学と制御、宇宙ロボットのデジタル制御 他</p> <p>【環境・エネルギー】吸光光度法による微量陰イオンの高感度定量法により、環境汚染をもたらす有害物質を除去、電気化学反応及び表面機能を活用したエネルギーシステムと材料の設計開発 他</p>
大学院生命体工学研究科	若松区ひびきの2-4	【IT】【バイオ】【ナノ】【ロボティクス】【環境・エネルギー】	<p>分子・細胞レベルの生命科学に加え、生命体の構造、物質変換、エネルギー変換、感覚、運動、制御、情報処理機能などの体系的な研究に取り組んでいる。</p> <p>【IT】自己組織システムの構築とハードウェア化、デジタル画像処理、脳型コンピュータのための集積回路と画像認識システムへの応用 他</p> <p>【バイオ】ペプチド骨格を基体とした人工的機能分子の創製・生物有機化学、生体高分子化学、ペプチド化学 他</p> <p>【ナノ】太陽電池及び有機エレクトロニクス材料、マイクロ・ナノスケールで出現する特異な現象を適用した材料の研究 他</p> <p>【ロボティクス】ニューラルネットワークを用いた運動制御システム 他</p>

			<p>【環境・エネルギー】生ゴミからポリ乳酸と肥料を製造することによる資源化の研究、マレーシアパームオイル産業が大気中に放出する膨大なメタンガスのエネルギー利用および温暖化ガス削減 他</p>
工学部	戸畑区仙水町 1 - 1	【IT】【ナノ】【ロボティクス】【環境・エネルギー】	<p>力学体系を中心とする先端工業技術、宇宙空間や特殊環境に対応できる要素技術や新規応用技術、その他電子システム化技術、センシング技術、システム化技術、材料科学を基礎とした材料開発などの研究に取り組んでいる。</p> <p>【IT】半導体超格子の微小領域における物性評価および電気光学効果素子への応用研究、画像符号化、ニューロによる文字認識、医用画像処理 他</p> <p>【ナノ】生体硬組織代替材料の研究、表面構造制御による生体組織修復材料の研究 他</p> <p>【ロボティクス】水中ロボットの力学と制御、宇宙ロボットのデジタル制御 他</p> <p>【環境・エネルギー】吸光光度法による微量陰イオンの高感度定量法により、環境汚染をもたらす有害物質を除去、電気化学反応及び表面機能を活用したエネルギーシステムと材料の設計開発 他</p>

機関名：北九州市立大学

施設名	所在地	特定分野	施設の概要
大学院国際環境工学研究科	若松区ひびきの 1 - 1	【IT】【バイオ】【ナノ】【ロボティクス】【環境・エネルギー】	<p>環境技術及び情報技術が関連する分野において、産業界との連携、異分野間の融合を積極的に推進して、総合的な環境システムに係る研究開発・技術開発を行う。</p> <p>【IT】VLSI 物理設計、アナログ・デジタル混載 LSI 設計 他</p> <p>【バイオ】ES 細胞の分化誘導、バイオマスのエネルギー化に関する研究、生体機能センシング技術の開発 他</p> <p>【ナノ】合成二分子膜の自己組織化、有機・無機超薄膜 他</p> <p>【ロボティクス】人間機械環境システムの安全性</p>

			に関する研究、天井吊下げ型歩行支援装置のリハビリテーションへの適用 他 【環境・エネルギー】環境中からの有害物質(金属、有機物)の効率的な分離回収システム、クリーン燃料の合成、固体酸化物形燃料電池の耐久性向上に関する研究 他
国際環境工学部	若松区ひびきの1-1	【IT】【バイオ】【ナノ】【ロボティクス】【環境・エネルギー】	物質・エネルギーに主体を置く実空間における環境問題の研究に取り組むとともに、インターネットに代表される仮想的情報空間における環境問題の研究を行う。 【IT】VLSI 物理設計、アナログ・デジタル混載LSI 設計 他 【バイオ】バイオマスのエネルギー化に関する研究、生体機能センシング技術の開発 他 【ナノ】合成二分子膜の自己組織化、有機・無機超薄膜 他 【ロボティクス】人間機械環境システムの安全性に関する研究、天井吊下げ型歩行支援装置のリハビリテーションへの適用 他 【環境・エネルギー】環境中からの有害物質(金属、有機物)の効率的な分離回収システム、クリーン燃料の合成、固体酸化物形燃料電池の耐久性向上に関する研究 他

機関名：早稲田大学

施設名	所在地	特定分野	施設の概要
大学院情報生産システム研究科	若松区ひびきの2-7	【IT】【ロボティクス】	最新の「情報技術」分野、情報技術を支えるハードウェアとしての「システムLSI」分野、情報技術を駆使した「生産システム」分野の研究に取り組んでいる。 【IT】次世代インターネットのシステムLSI設計、一般化学習ネットワークおよび遺伝的ネットワークプログラミングの研究 他 【ロボティクス】ポリマーアクチュエータの開発、ソフトロボット制御技術研究 他
理工学総合研究センター	若松区ひびきの2-2	【IT】【ロボティクス】【ナノ】【環	自然科学、社会科学、人文科学の知恵と技術、哲学を総合化・融合化し、産業界に真に評価される

ンター九州研究所		境・エネルギー】	理工学研究として、システムLSI分野や環境・エネルギー分野など幅広い研究に取り組んでいる。 【IT】システムLSI設計、地図情報処理 他 【ロボティクス】ポリマーアクチュエータの開発 他 【ナノ】高速通信のためのナノ加工水晶振動子の研究開発 他 【環境・エネルギー】低環境負荷の高代謝建築の研究、エネルギー・動力システムの研究 他
----------	--	----------	---

機関名：産業医科大学

施設名	所在地	特定分野	施設の概要
大学院医学研究科	八幡西区医 生ヶ丘1 - 1	【バイオ】【環 境】	医学以外の周辺諸科学（理学，工学，心理学，環境科学等）を含めた学際的観点に立った総合科学である産業医学の研究を行う。 【バイオ】中毒性疾患の動物モデルと培養細胞を用いての中毒発生機序に関する生化学・分子生物学的研究、細胞膜ナトリウムポンプの構造と機能、遺伝子工学の手法とその応用 他 【環境】労働環境ならびに生活環境中の有害物質の毒性評価、メタン生成古細菌のエーテル型脂質構造の研究 他
医学部	八幡西区医 生ヶ丘1 - 1	【バイオ】【環 境】	医学以外の周辺諸科学（理学，工学，心理学，環境科学等）を含めた学際的観点に立った総合科学である産業医学の研究を行う。 【バイオ】細胞膜ナトリウムポンプの構造と機能、遺伝子工学の手法とその応用 他 【環境】メタン生成古細菌のエーテル型脂質構造の研究 他
産業生態科学研究所	八幡西区医 生ヶ丘1 - 1	【バイオ】【環 境】	医学以外の周辺諸科学（理学，工学，心理学，環境科学等）を含めた学際的観点に立った総合科学として、労働者の健康や環境への影響などの産業医学の研究を行う。 【バイオ】個人の画像を含む健康情報を一元的にファイルし、健康設計に活用するオフラインシステムの開発 他

			【環境】労働強度を含めた、有害物質曝露量測定機器の開発、各種ガス、溶剤に対する活性炭の有効性の検討 他
--	--	--	---

機関名：財団法人北九州産業学術推進機構

北九州地域における産学官連携による研究開発や学術研究の推進等を行うことで、産業技術の高度化や活力ある地域企業群の創出・育成を行っている。

財団法人北九州産業学術推進機構では、外国人と特定分野の研究に従事することについて契約し、財団内の研究組織（ロボティクス研究所及び英国クランフィールド大学北九州研究所）にて、情報分野や環境分野といった特定分野の研究に従事させるほか、システムLSI技術とナノサイズセンサー技術などの研究に取り組む知的クラスター創成事業等、財団が中核機関となる研究開発プロジェクトについては、国立大学法人九州工業大学、北九州市立大学、早稲田大学の各研究施設において特定分野の研究に従事する。

施設名	所在地	特定分野	概要
ロボティクス研究所	若松区ひびきの2-1	【IT】ロボティクス】	ロボティクスを中心とした情報分野において、世界に通用する最先端の研究を行うとともに、地域の産業育成と技術革新に貢献する技術開発に取り組む。 【IT】計算知能、パターン認識、画像処理 他 【ロボティクス】 下水道管渠検査用自立型ロボットの開発、自律型移動ロボットの設計・製作 他
英国クランフィールド大学北九州研究所	若松区ひびきの2-1	【IT】【バイオ】【ナノ】【環境・エネルギー】	製品設計から製品寿命が終わるまでの環境影響を最小限に抑える「エコデザイン」の概念を実用化するため、「バイオサイエンス」、「マイクロエンジニアリング」、「ナノテクノロジー」などの各分野の研究に取り組んでいる。 【IT】光集積センサー及びモジュレーター 他 【バイオ】生物有機化学物質を用いた光ファイバー及び光集積センサー 他 【ナノ】ナノ構造の化学物質を用いた光ファイバー及び光集積センサー 他 【環境・エネルギー】 環境中の汚染物質の検出センサー、建物と都市環境に関連するエネルギーの研究 他

国立大学 法人九州 工業大学 大学院工 学研究科	戸畑区仙水 町1 - 1	【IT】【ナノ】【ロ ボティクス】【環 境・エネルギー】	前掲
国立大学 法人九州 工業大学 大学院生 命体工学 研究科	若松区ひび きの2 - 4	【IT】【バイオ】 【ナノ】【ロボテ ィクス】【環境・ エネルギー】	前掲
国立大学 法人九州 工業大学 工学部	戸畑区仙水 町1 - 1	【IT】【ナノ】【ロ ボティクス】【環 境・エネルギー】	前掲
北九州市 立大学大 学院国際 環境工学 研究科	若松区ひび きの1 - 1	【IT】【バイオ】 【ナノ】【ロボテ ィクス】【環境・ エネルギー】	前掲
北九州市 立大学国 際環境工 学部	若松区ひび きの1 - 1	【IT】【バイオ】 【ナノ】【ロボテ ィクス】【環境・ エネルギー】	前掲
早稲田大 学大学院 情報生産 システム 研究科	若松区ひび きの2 - 7	【IT】【ロボティ クス】	前掲
早稲田大 学理工学 総合研究 センター 九州研究 所	若松区ひび きの2 - 2	【IT】【ロボティ クス】【ナノ】【環 境・エネルギー】	前掲

機関名：株式会社ジーダット・イノベーション

施設名	所在地	特定分野	施設の概要
株式会社 ジーダット・イノベーション	若松区ひびきの2-5 北九州学術研究都市内 情報技術高度化センター	【IT】	LSI 集積回路設計自動化ツール EDA (Electric Design Automation)の研究開発を、北九州市立大学、早稲田大学との産学連携によるコア技術を活用しながら行う。 他

機関名：新日鐵化学株式会社

施設名	所在地	特定分野	概要
総合研究所	北九州市戸畑区大字中原先の浜46-80	【IT】 【ナノ】 【環境・エネルギー】	<p>製鐵プロセスから生み出される芳香族資源。これらを最大限に活用し、豊かな未来社会の実現に必要な素材の継続的供給を使命として、エレクトロニクス、エネルギー、および健康・環境・エコロジー領域でマテリアルソリューション型商品の開発を行う。</p> <p>【IT】エンジニアリング技術、CEA（構造解析、流動解析）、計算機化学をベースに、プロセス設計から分子設計まで、新製品開発の促進を図る。 他</p> <p>【ナノ】芳香族化学を活用した機能性モノマー等の研究開発を行う。 他</p> <p>【環境・エネルギー】炭素材料開発で培った原料開発技術・組織制御技術と石炭系炭素資源の融合により新規エネルギー関連分野の研究開発を行う。 他</p>

上記に掲げる施設において特定分野の研究若しくは研究の成果を利用して行う事業活動及び当該外国人の配偶者又は子としての活動

5 当該規制の特定措置の内容

「2」及び「4」に記載した内容から要件を満たすものと認めた。

別紙

1 特定事業の名称

701 臨時開庁手数料の軽減による貿易の促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

門司区、小倉北区を所管する税関官署を利用して通関を行う者

3 当該規制の特例措置の適用開始の時期

特区計画認定後

4 特定事業の内容

(1) 実施主体

門司区、小倉北区を所管する税関官署を利用して通関を行う者

(2) 実施区域

北九州市 門司区、小倉北区

(3) 実施期間

適用開始後、民間事業者による国際物流の効率化に向けた取組みにより、国際競争力を回復するまでの間。

(4) 実現される行為

休日又はこれ以外の日の税関の執務時間外に臨時開庁を行う場合の手数料を、関税法の特例措置として1/2に軽減することによって、従来時間外扱いとして回避されていた貨物の取扱量の増加、ひいては貿易促進につながる。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 当該特区内に所在する税関の執務時間外において貨物の積み下ろし又は運搬をすることができる港湾施設の位置及び概要

(対応港湾施設)

- ・ 名称 太刀浦第1コンテナターミナル及び太刀浦第2コンテナターミナル
小倉コンテナターミナル

- ・ 位置 北九州市門司区太刀浦海岸
小倉北区日明地区

・ ゲート搬出入時間

平日 08:30～21:00

土曜日 08:30～17:00

日祝日 当日荷役船(荷役作業時間内)に係るホットデリバリーサービス対応。

(その他港湾施設)

・実施区域内の保税上屋・倉庫

(2) 当該特区を管轄区域とする税関官署における臨時開庁承認件数

平成12年	平成13年	平成14年
769	764	1,056

(3) 開港に所在する港湾施設における利用者利便の向上(使用料の軽減、利用手続きの簡素化等)又はこれら施設利用の促進(港湾関連インフラの整備、定期航路の誘致等)などを通じて貿易の振興に資する施策

港湾施設利用者に対する利便性の向上策

ガントリークレーン使用料、岸壁使用料の減免

港湾のフルオープン化に向けた取組みの一環として、平日17時以降、日祭日のガントリークレーン使用料の20%減免、日曜日に荷役を行うコンテナ船に対する岸壁使用料の20%減免を実施中。(平成14年10月25日～)

冷凍コンセント使用料の減免

冷凍コンテナの取扱をより利用しやすいよう、1時間あたりの使用料金を半額とする減免を実施中。(平成14年6月～)

利用手続きの簡素化等：IT活用による北九州港の港湾機能の高度化

1) 手続きの利便性

EDIによる「入出港届」「係留施設等使用許可申請書」受付に加え、北九州港ではこれに更にインターネットを使った岸壁の予約情報や現在の利用状況に関する照会に自動的に回答する機能を付加。(北九州港ホームページ上で利用可)

2) 迅速な貨物搬出入の支援

利用者(荷主)の利便性向上のため、地元港湾運送事業者、コンテナターミナル運営会社、陸上運送事業者及び市との連携のもとで、以下のシステムを構築、運用している。

・「太刀浦コンテナターミナルオペレーションシステム(TACTOS)」運用による作業効率の向上(平成8年)による、キャリアからトラックへの受渡し時間の短縮(平均5分)。

同一トランスファーポイントでの搬入及び搬出(ゲート再入場の回避)、
通関後の即時コンテナ引渡し。

・「太刀浦デリバリーシステム(TDS)」(ターミナルと陸上運送業者間のイントラネットワーク)(平成12年12月)

搬入・搬出に来る陸上運送業者のためにターミナル受渡しに必要な基本情報

(搬出入場所、通関、D/O、船社フリータイムの各処理状況)をイントラネット上で公開するとともに、ターミナルへ直接搬入・搬出できる予約システムを実施中。

- ・ 「太刀浦コンテナターミナル昼休みゲートオープン」開始(平成13年6月)
太刀浦第1及び第2コンテナターミナルで六大港(東京・横浜・名古屋・大阪・神戸・関門)で初めて昼休み(12時から13時まで)中のゲートオープン(各1ブース2レーン)を実施。
- ・ 「門司港コンテナターミナル貨物情報サービス」(インターネットによるコンテナ貨物の情報提供サービス)(平成14年7月)
インターネット上で船舶の入港状況から本船荷役状況、コンテナ貨物の搬出までリアルタイムで把握できるため、市外(関東、関西等)の荷主にとっても迅速かつ効率的なビジネス展開が可能。また、日本の港湾では初の求貨求車システム(荷台の空いたトラックを探し出し貨物を充てるシステム。無料。)も導入。

港湾施設利用促進策

港湾関連インフラの整備

- ・ 公共上屋(6号)の整備
ヤード内施設としてコンテナターミナルと一体運用でき、横もちの費用及び時間の節約が可能となった。
- ・ くん蒸上屋の整備
小ロットにも対応できる施設としてヤード内に整備。生鮮野菜輸入がよりスピーディかつ低コストで行えるようになった。
- ・ 小倉国際流通センターの整備
輸入促進基盤として整備された荷捌・保管・流通加工施設。小倉都心に隣接、高速道路等の交通アクセスに優れ、小倉地区のみならずより広域的な流通機能が利用できるようになった。
- ・ 北九州貨物(鉄道)ターミナルの整備
九州全域のハブ機能をもつ JR 貨物ターミナル。国際海上コンテナ専用ホームを備える。門司・小倉両地区の海上コンテナ貨物を取扱できるという好立地を活かして、海上コンテナの鉄道輸送が利用可能。輸出貨のみならず、増えつつある輸入貨物の全国向け定時輸送ニーズにも応えられるようになった。

定期航路の誘致

- ・ 航路誘致 / 貨物誘致を目的とした減免措置：姉妹・友好港間航路(タイ・レムチャバン港 北九州港、中国・大連港 北九州港)における岸壁使用料、ガントリークレーン使用料の減免、基幹(北米・欧州)航路誘致を目的とした減免等を実施している。(月間航路便数：187便 2003年3月1日時点)

- ・ 輸入量が増加している中国発輸入貨物について、中国発の高速サービス配船の誘致：青島 / 大連からの高速コンテナ船配船の誘致に現在取組んでいる。

その他

- ・ クイックデリバリーサービス（QDS）定着事業
北九州(門司)港は、地理的に中国、韓国に近く航海日数が短縮可能（上海 門司間 513 マイル、上海 東京間 1087 マイル）、関東、関西地区港湾に比べ通関が早い、高速道路やフェリーあるいはレールによる海上コンテナ輸送等、国内輸送の選択肢が多い、等の理由から関東、関西の荷主からクイックデリバリーポートとして認知・利用されている（平成 14 年取扱実績 約 1,000TEU）。本サービスの定着及び利用可能航路の拡大を目指して関係荷主、船社への働きかけを行っている。（平成 15 年取扱見込み 約 1,200TEU）
- ・ 税関対応の一体性
現在、田野浦出張所管内で行われている「7 デイズオープン・トライアル」では、同出張所管轄外（本関及び小倉出張所管内）に所在する荷主も利用している。本特区設定による貿易促進事業の実施にあたり、少なくとも現行の受入態勢の維持は不可欠である。
- ・ ポートセールス体制強化事業
北九州港背後圏荷主动向調査や環黄海圏(中国)マーケティング調査の実施により貨物流動データを収集するとともに、物流に関する専門家（船社出身）を嘱託採用することにより、より実効性のある集貨・航路誘致を進めている。
- ・ 官民一体となった港湾振興事業
北九州港の利用促進を図るため、地元港湾運航事業者及び関係団体等と共同で、北九州港利用促進セミナーを開催（年 2 回；東京、大阪 約 400 名規模）しているほか、連携しての荷主、船社への訪問営業(国内外)を実施、必要な情報の交換も行っている。

6 門司・小倉を一体的に指定する必要性

小倉及び門司で事業展開する事業者ニーズの存在

小倉コンテナターミナルでは週 3 便（平成 15 年 3 月 1 日時点）で、サービス地域は台湾及び香港に限られているため、小倉地区に立地しながら輸入貨物の多くを門司揚げしている荷主。また、門司地区に自社倉庫を持たないため小倉地区まで保税輸送して通関する事業者が存在する一方で、門司及び小倉両方でコンテナ荷役を扱っている事業者も存在する。

これらのことから、現在、門司税関田野浦出張所管内で実施中の「7 デイズオープン

ントライアル」では、同出張所管轄外である本関及び小倉出張所管内の蔵置貨物をも対象としている。

結果として、本関及び小倉地区の臨時開庁件数は、平成13年から平成14年にかけて増加(132件 154件)している。

市としての広域的な貿易促進施策の実施

本市ではこれまで、以下のような物流基盤整備をはじめとする各種施策を一体的に実施することにより貿易促進を図ってきた。

- ・ 輸入促進地域 (FAZ) 事業施策

国から「輸入促進地域 (FAZ)」計画の承認を受け(平成5年)、国際的な物流・加工拠点、対内投資の集積拠点づくりを目指し、門司、小倉北、戸畑、若松を輸入促進地域に設定。輸入促進基盤整備整備事業として、「アジア太平洋インポートマート」(小倉北区)、「北九州国際物流センター」(門司区)及び「小倉国際流通センター」(小倉北区)を位置付け、既存の国際経済交流施設(西日本総合展示場、北九州国際会議場等)の活用と合わせ、市の貿易促進を図ってきた。

- ・ 広域的な物流(配送)機能の提供

小倉都心に近くかつ高速道路アクセスにも優れた荷捌き・保管・流通加工施設「小倉国際流通センター」を小倉北区に市が整備。これにより門司揚げされた貨物を含め、熊本、大分等、九州一円への配送拠点として現在機能している。

- ・ 海上コンテナ貨物のシー&レール輸送の推進

平成14年3月に供用開始した「北九州貨物(鉄道)ターミナル」を利用して、小倉・門司の両地区にわたる海上コンテナの取扱を行っている。(シー&レール取扱実績：<省略> 平成14年)

市としては同ターミナルを鉄道輸送の九州におけるハブとして位置付け、同ターミナル施設保有会社に出資(49%)しているほか、ポートセールスと一体となった全面的な営業支援を行っている。

- ・ 交通アクセスの改善

増加する交通量に対応するため、国道3号と国道199号線とをつなぐアクセス道路を整備することにより、門司、小倉間の物流の円滑化を図った。

また、今後の物流の増加に備え、両港をつなぐ基幹道路である国道199号のバイパスの建設を計画しており、平成20年度の開通を予定している。

コンテナターミナル(門司、小倉)、小倉国際流通センター、北九州貨物(鉄道)ターミナルを有機的につなぐことにより、広域的な物流ネットワークを構築した。

- ・ 使用料、岸壁使用料の減免による支援

広域的な利便性の向上策の一環として、小倉コンテナターミナルにおいても、冷凍コンセント使用料、ガントリークレーン使用料及び岸壁使用料について、減免対象としている。

別紙

1 特定事業の名称

702 税関の執務時間外における通関体制の整備による貿易の促進事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

門司区、小倉北区を所管する税関官署を利用して通関を行う者

3 当該規制の特例措置の適用開始の時期

特区計画認定後

4 特定事業の内容

(1) 実施主体

門司区、小倉北区を所管する税関官署を利用して通関を行う者

(2) 実施区域

北九州市門司区・小倉北区

(3) 実施期間

適用開始後、民間事業者による国際物流の効率化に向けた取組みにより国際競争力を回復するまでの間。

(4) 実現される行為

法17条に基づく特例措置が認定された特区について、臨時開庁申請が確実に見込める時間帯においては当該特区に所在する官署に予め職員を常駐させることとし、その他の時間帯については個々の申請に応じ必ず所要の職員を配置できる体制とする。

これにより手数料軽減と合わせ、利用者の利便性が著しく向上することで従来回避されてきた時間外貨物の取扱の活発化、ひいては貿易促進につながる。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 当該特区を管轄区域とする税関官署で、臨時開庁申請が確実に見込めるものとして職員の常駐を希望する時間帯：

平日 17時から21時

土・日曜日、休日 8時半から17時

税関職員の常駐を希望する時間帯については、需要の実態を把握したうえで、詳細について財務省と別途調整することとしたい。

(2) 算定根拠

本市の平成14年10月25日から平成15年2月28日までの7DAYSオープン・トライアルに対応したゲート通過実績については、別添のとおりであり、本市が税関職員の常駐を希望する時間帯の取扱量としては、1時間あたり概ね1件以上の申

請がなされていると考えられる。

また、構造改革特別区域法第 4 条第 3 項の規定に基づき、聴取した海貨業者の意見としては、本制度の定着により当該時間帯のニーズも出てくるとのことであり、今後も臨時開庁申請が確実に見込めるものと推察される。

更に、本特定事業の実施と合わせ、本市及び民間事業者の利用促進や利便性向上等国際物流の効率化に向けた取組みを着実に実施することで、国際貨物の増加、具体的な通関需要に裏打ちされたフルオープン化を図り、我が国の貿易の振興を目指すものである。

6 北九州市及び民間事業者の利用促進や利便性向上等国際物流の効率化に向けた取組 港湾施設利用者に対する利便性の向上策

ガントリークレーン使用料、岸壁使用料の減免

港湾のフルオープン化に向けた取組みの一環として、平日 17 時以降、日祭日のガントリークレーン使用料の 20%減免、日曜日に荷役を行うコンテナ船に対する岸壁使用料の 20%減免を実施中。(平成 14 年 10 月 25 日から。)

冷凍コンセント使用料の減免

冷凍コンテナの取扱をより利用しやすいよう、1 時間あたりの使用料金を半額とする減免を実施中。(平成 14 年 6 月より。)

利用手続きの簡素化等：IT 活用による北九州港の港湾機能の高度化

1) 手続きの利便性

EDI による「入出港届」「係留施設等使用許可申請書」受付に加え、北九州港ではこれに更にインターネットを使った岸壁の予約情報や現在の利用状況に関する照会に自動的に回答する機能を付加。(北九州港ホームページ上で利用可)

2) 迅速な貨物搬出入の支援

利用者(荷主)の利便性向上のため、地元港湾運送事業者、コンテナターミナル運営会社、陸上運送事業者及び市との連携のもとで、以下のシステムを構築、運用している。

- ・「太刀浦コンテナターミナルオペレーションシステム(TACTOS)」運用による作業効率の向上(平成 8 年)による、キャリアからトラックへの受渡し時間の短縮(平均 5 分)。

同一トランスファーポイントでの搬入及び搬出(ゲート再入場の回避)
通関後の即時コンテナ引渡し。

- ・「太刀浦デリバリーシステム(TDS)」(ターミナルと陸上運送業者間のイントラネットワーク)(平成 12 年 12 月)

搬入・搬出に来る陸上運送業者のためにターミナル受渡しに必要な基本情報(搬出入場所、通関、D/O、船社フリータイムの各処理状況)をイントラネッ

ト上で公開するとともに、ターミナルへ直接搬入・搬出できる予約システムを実施中。

- ・ 「太刀浦コンテナターミナル昼休みゲートオープン」開始(平成13年6月)
太刀浦第1及び第2コンテナターミナルで六大港(東京・横浜・名古屋・大阪・神戸・関門)で初めて昼休み(12時から13時まで)中のゲートオープン(各1ブース2レーン)を実施。
- ・ 「門司港コンテナターミナル貨物情報サービス」(インターネットによるコンテナ貨物の情報提供サービス)(平成14年7月)
インターネット上で船舶の入港状況から本船荷役状況、コンテナ貨物の搬出までリアルタイムで把握できるため、市外(関東、関西等)の荷主にとっても迅速かつ効率的なビジネス展開が可能。また、日本の港湾では初の求貨求車システム(荷台の空いたトラックを探し出し貨物を充てるシステム。無料。)も導入。

港湾施設利用促進策

港湾関連インフラの整備

- ・ 公共上屋(6号)の整備
ヤード内施設としてコンテナターミナルと一体運用でき、横もちの費用及び時間の節約が可能となった。
- ・ くん蒸上屋の整備
小ロットにも対応できる施設としてヤード内に整備。生鮮野菜輸入がよりスピーディかつ低コストで行えるようになった。
- ・ 小倉国際流通センターの整備
輸入促進基盤として整備された荷捌・保管・流通加工施設。小倉都心に隣接、高速道路等の交通アクセスに優れ、小倉地区のみならずより広域的な流通機能が利用できるようになった。
- ・ 北九州貨物(鉄道)ターミナルの整備
九州全域のハブ機能をもつ JR 貨物ターミナル。国際海上コンテナ専用ホームを備える。門司・小倉両地区の海上コンテナ貨物を取扱できるという好立地を活かして、海上コンテナの鉄道輸送が利用可能。輸出貨のみならず、増えつつある輸入貨物の全国向け定時輸送ニーズにも応えられるようになった。

定期航路の誘致

- ・ 航路誘致 / 貨物誘致を目的とした減免措置：姉妹・友好港間航路(タイ・レムチャバン港 北九州港、中国・大連港 北九州港)における岸壁使用料、ガントリークレーン使用料の減免、基幹(北米・欧州)航路誘致を目的とした減免等を実施している。(月間航路便数：187便 2003年3月1日時点)
- ・ 輸入量が増加している中国発輸入貨物について、中国発の高速サービス配船の

誘致：青島 / 大連からの高速コンテナ船配船の誘致に現在取組んでいる。

その他

- ・ クイックデリバリーサービス (QDS) 定着事業

北九州(門司)港は、地理的に中国、韓国に近く航海日数が短縮可能(上海 門司間 513マイル、上海 東京間1087マイル)、関東、関西地区港湾に比べ通関が早い、高速道路やフェリーあるいはレールによる海上コンテナ輸送等、国内輸送の選択肢が多い、等の理由から関東、関西の荷主からクイックデリバリーポートとして認知・利用されている(平成14年取扱実績 約1,000TEU)。本サービスの定着及び利用可能航路の拡大を目指して関係荷主、船社への働きかけを行っている。(平成15年取扱見込み 約1,200TEU)

- ・ 税関対応の一体性

現在、田野浦出張所管内で行われている「7デイズオープン・トライアル」では、同出張所管轄外(本関及び小倉出張所管内)に所在する荷主も利用している。本特区設定による貿易促進事業の実施にあたり、少なくとも現行の受入態勢の維持は不可欠である。

- ・ ポートセールス体制強化事業

北九州港背後圏荷主動向調査や環黄海圏(中国)マーケティング調査の実施により貨物流動データを収集するとともに、物流に関する専門家(船社出身)を嘱託採用することにより、より実効性のある集貨・航路誘致を進めている。

- ・ 官民一体となった港湾振興事業

北九州港の利用促進を図るため、地元港湾運航事業者及び関係団体等と共同で、北九州港利用促進セミナーを開催(年2回;東京、大阪 約400名規模)しているほか、連携しての荷主、船社への訪問営業(国内外)を実施、必要な情報の交換も行っている。

7 門司・小倉を一体的に指定する必要性

小倉及び門司で事業展開する事業者ニーズの存在

小倉コンテナターミナルでは週3便(平成15年3月1日時点)で、サービス地域は台湾及び香港に限られているため、小倉地区に立地しながら輸入貨物の多くを門司揚げしている荷主。また、門司地区に自社倉庫を持たないため小倉地区まで保税輸送して通関する事業者が存在する一方で、門司及び小倉両方でコンテナ荷役を扱っている事業者も存在する。

これらのことから、現在、門司税関田野浦出張所管内で実施中の「7デイズオープントライアル」では、同出張所管轄外である本関及び小倉出張所管内の蔵置貨物をも対象としている。

結果として、本関及び小倉地区の臨時開庁件数は、平成13年から平成14年にかけて増加(132件 154件)している。

市としての広域的な貿易促進施策の実施

本市ではこれまで、以下のような物流基盤整備をはじめとする各種施策を一体的に実施することにより貿易促進を図ってきた。

輸入促進地域(FAZ)事業施策

国から「輸入促進地域(FAZ)」計画の承認を受け(平成5年)、国際的な物流・加工拠点、対内投資の集積拠点づくりを目指し、門司、小倉北、戸畑、若松を輸入促進地域に設定。輸入促進基盤整備整備事業として、「アジア太平洋インポートマート」(小倉北区)、「北九州国際物流センター」(門司区)及び「小倉国際流通センター」(小倉北区)を位置付け、既存の国際経済交流施設(西日本総合展示場、北九州国際会議場等)の活用と合わせ、市の貿易促進を図ってきた。

広域的な物流(配送)機能の提供

小倉都心に近くかつ高速道路アクセスにも優れた荷捌き・保管・流通加工施設「小倉国際流通センター」を小倉北区に市が整備。これにより門司揚げされた貨物を含め、熊本、大分等、九州一円への配送拠点として現在機能している。

海上コンテナ貨物のシー&レール輸送の推進

平成14年3月に供用開始した「北九州貨物(鉄道)ターミナル」を利用して、小倉・門司の両地区にわたる海上コンテナの取扱を行っている。(シー&レール取扱実績：<省略>平成14年)

市としては同ターミナルを鉄道輸送の九州におけるハブとして位置付け、同ターミナル施設保有会社に出資(49%)しているほか、ポートセールスと一体となった全面的な営業支援を行っている。

交通アクセスの改善

増加する交通量に対応するため、国道3号と国道199号線とをつなぐアクセス道路を整備することにより、門司、小倉間の物流の円滑化を図った。

また、今後の物流の増加に備え、両港をつなぐ基幹道路である国道199号のバイパスの建設を計画しており、平成20年度の開通を予定している。

コンテナターミナル(門司、小倉)、小倉国際流通センター、北九州貨物(鉄道)ターミナルを有機的につなぐことにより、広域的な物流ネットワークを構築した。

使用料、岸壁使用料の減免による支援

広域的な利便性の向上策の一環として、小倉コンテナターミナルにおいても、冷凍コンセント使用料、ガントリークレーン使用料及び岸壁使用料について、減免対象としている。

別紙

1 特定事業の名称

816 学校設置会社による学校設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町 勝夫

住所 東京都港区愛宕二丁目5番1号

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

株式会社 東京リーガルマインド

(2) 事業が行われる区域

北九州市の全域

(3) 事業開始の時期

平成18年4月

(4) 事業により実現される行為

株式会社東京リーガルマインドが大学（北九州キャンパス）の設置主体として、同キャンパスでの通学制・通信制教育課程を実施

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 教育上の特別のニーズ

北九州市では、低迷する産業の活性化に向けた重点的取組みとして新規創業など新しいビジネスの創造を重点的に推進することとしている。

このような施策目標を効果的に達成するためには、先端技術の研究開発機能を強化する一方で、企業経営に不可欠である法律や会計などに精通した人材の育成機能を充実することが重要であり、自ら起業しようとする人材やそれを支援できる専門人材を育成し、確保することが喫緊の課題となっている。

(2) 当該株式会社の設置する学校が当該ニーズに対応する教育を行うことが適切かつ効果的である理由

株式会社東京リーガルマインドでは、主として司法試験、司法書士試験、公認会計士試験などの受験生を対象とした教育サービスを提供しており、設置を予定している大学の経営にあたってこれまで蓄積してきた

たノウハウを生かして、これら専門人材の育成とあわせて実務実習を行うなど自ら起業する人材、企業活動を支援する即戦力人材の育成を積極的に進める方針である。

そこで、本件特例措置を適用し、同社が設置する大学において、企業活動を支援する即戦力人材を育成することは、本市が目指す産業の高度化・活性化のために必要な新しいビジネスを創造する人材やそれを支援する専門人材を輩出できる体制を構築するために適切かつ効果的であると認められる。

さらに、同社が大学を設置することで、創業や創業支援に関する第一線の専門的知識を有する人材が本市に集まることにより、産業界との交流を通じて地域の新ビジネスの発展に貢献することが期待できる。

(3) 具体的内容

同社は、法人税等を納めつつ、高いレベルの教育を助成金等を受けずに実施してきた実績があり、経営基盤はもちろんのこと、資産要件、学校経営及び役員のための社会的信望などについても問題はないと判断される。さらに、商法等に基づく情報開示、コンプライアンス（法令等遵守）体制の整備等、適切なコーポレートガバナンス（企業統治）が行われている。（注）

また、経営支障が予見できた段階での募集停止、募集停止後の就学保障、他大学等への転入学に関する情報提供など、独自のセーフティネット（破綻時等における安全対策）の案も提案されており、問題なく学校運営を実施できると判断することができる。

本市においても、同社が大学を設置するにあたっては、経営状況の把握に努めるとともに、さらに、万一経営に著しい支障が生じ、又は生じる恐れがあると認められる場合に備え、学生の適切な修学を維持できるよう、本市内部の担当を予め決めておき、近隣所在の大学等の転入学に関する情報収集、協力要請に努めることとする。また、支障が生じた場合には市に相談窓口を設置し、情報の収集・提供など学生の立場に立った対応を行うものとする。

なお、同社は、平成15年11月に構造改革特別区域計画の認定を受けた東京都千代田区及び大阪市において、平成16年4月に大学を開校した。さらに、その後認定を受けた10自治体においても、平成17年4月の開校を目指している。そこで、本市においても円滑な事業展開ができるよう、これら認定地方公共団体との間で情報交換及び情報共有を行い、必要があれば調整を行うものとする。

以上により、同社に対して本件特例を適用し、LEC東京リーガルマインド大学に北九州キャンパスを設け、総合キャリア学部の通学制・通信制課程を開

設することを支援する。

(注) 同社のコンプライアンスについては、今後締結を予定している協定の中に、同社のコンプライアンス体制に関する規定を盛り込むなど、特区申請自治体として適切に対応していく考えである。

別紙

- 1 特定事業の名称
821(801-1) 校地・校舎の自己所有を要しない大学等設置事業

- 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者
株式会社東京リーガルマインド
代表取締役 反町 勝夫
住所 東京都港区愛宕二丁目5番1号

- 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日
構造改革特別区域計画の認定の日

- 4 特定事業の内容
 - (1) 事業に関与する主体
株式会社 東京リーガルマインド
 - (2) 事業が行われる区域
北九州市の全域
 - (3) 事業の開始時期
平成18年4月
 - (4) 事業により実現される行為
校地・校舎借用による大学設置

- 5 当該規制の特例措置の内容
 - (1) 教育上の特段のニーズ
株式会社東京リーガルマインドは、北九州市の中心市街地において校地・校舎の借用により、これまで高度な職業専門教育を実践してきた。
同社が大学を設置するにあたっては、優れた教員、学生が集まり、地域の産業界とも密接な交流を図れるよう、今後とも中心市街地で事業を展開することが不可欠である。
本市の中心市街地には、官公庁、民間企業等が集積しており、そこには、キャリアアップ志向の人々が多く、専門・高度な職業能力を自ら育成したいというニーズが特に高いと考えられる。このような地域に設置することによって、設置地域から地理的に近い地域の職業人に、就業時間後でも通える高度な専門教育の機会を提供し、地域の活性化へとつなげることができる。さらに、この地域に勤務する異業種の実務家等との交流が生じることを期待できるほか、地域企業への労働力供給、学生にとっての実務実習の場の提供を誘導することにもつながる。

(2) 校地・校舎を自己所有することが困難な理由

同社が設置を予定している地域は、JR小倉駅前の交通至便な都市の中心部であり、企業等が集積する地価の高い商業地域であって、校地・校舎を取得するためには、莫大な出費を要する。

このような地域においては、校地・校舎取得のために莫大な出費を求めるよりも、その資金を教育スタッフや教育内容の充実のために活用する方が有益である。

なお、これまで同社は、本市においてキャンパスとして借用予定の校地・校舎について、長期的かつ安定的に賃貸借契約を結んでいる実績があり、また、大学の設置にあたっては長期の賃貸借契約を結ぶ予定であるため、今後も安定的な事業運営が可能と思われる。

以上により、同社に対して、本件特例を適用し、円滑な大学開設を支援する。

別紙

1 特定事業の名称

8 2 8 運動場に係る要件の弾力化による大学設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反 町 勝 夫

住所 東京都港区愛宕二丁目5番1号

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

株式会社 東京リーガルマインド

(2) 事業が行われる区域

北九州市の全域

(3) 事業の開始時期

平成18年4月

(4) 事業により実現される行為

運動場の代替措置を講じた大学設置

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 地域の集積が高い等の特別の理由

北九州市においては、自ら起業する人材やそれを支援する即戦力人材を育成する特段のニーズがある。

しかし、株式会社東京リーガルマインドが設置を予定している地域は土地建物が集積し地価が非常に高い中心市街地であるため、運動場として利用できるだけの面積を確保することは非常に困難であり、かつ、非常に高額な運営経費が必要となる。

株式会社である同社は、学校法人と異なり、補助金を受け取らないうえ、法人税・固定資産税等を納入しながら、市場原理に基づいて事業を行うものである。そのため、消費者である学生のニーズを的確に反映したサービスを合理的なコストで提供していかなければ存続していくことはできない。そこで、運動場用地を所有又は賃貸する経費を、教育スタッフや教育内容の充実のために活用する方が、地域のニーズに合致し有益であると考えます。

このため、運動場として利用できるだけのまとまった土地をキャンパス周辺に確保することは、事実上困難と認める。

(2) 教育研究に支障が生じないと認められる理由

同社は高度な専門職業教育を行う機関であり、運動場を使用するカリキュラムは組まれていない。したがって、運動場を設置しなくても、大学の教育・研究に支障は生じないものと認められる。

(3) 運動場の設置と同等と認められる措置

同社は運動場確保の代替措置として、開校までにスポーツクラブと提携契約することを予定しており、運動場を設けなくても、運動を行いたいという学生に不便が生じないよう配慮することとしている。

以上により、同社に対して、本件特例を適用し、円滑な大学開設を支援する。

別紙

1 特定事業の名称

829 空地に係る要件の弾力化による大学設置事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

株式会社東京リーガルマインド

代表取締役 反町勝夫

住所 東京都港区愛宕二丁目5番1号

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

(1) 事業に関与する主体

株式会社 東京リーガルマインド

(2) 事業が行われる区域

北九州市の全域

(3) 事業の開始時期

平成18年4月

(4) 事業により実現される行為

校地に空地を設けない大学設置

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 地域の集積が高い等の特別の理由

北九州市においては、自ら起業する人材やそれを支援する即戦力人材を育成する特段のニーズがある。

しかし、株式会社東京リーガルマインドが設置を予定している地域は、土地建物が集積し地価が非常に高い中心市街地であるため、学生が休息その他に利用するのに適当な空地を確保することは非常に困難であり、かつ、非常に高額な運営経費が必要となる。

株式会社である同社は、学校法人と異なり、補助金を受け取らないうえ、法人税・固定資産税等を納入しながら、市場原理に基づいて事業を行うものである。そのため、消費者である学生のニーズを的確に反映したサービスを合理的なコストで提供していかなければ存続していくことはできない。そこで、空地を確保する経費を、教育スタッフや教育内容の充実のために活用する方が、地域のニーズに合致し有益であると考え

このため、学生が利用するのに適当な空地として、まとまった土地をキャンパス周辺に確保することは、事実上困難と認める。

(2) 教育研究に支障が生じないと認められる理由及び学生が休息その他に利用するのに適当な環境

同社は校地に空地を確保する代替措置として、休憩スペースの確保、授業を行っていない時間帯の教室開放等による学内施設の効率的活用等により、校舎内に学生が休憩等できるスペースを確保することとしている。このことにより、空地を設けなくても学生が休息その他に利用するのに適当な環境が確保されるので、大学の教育・研究上も支障は生じないものと認められる。

以上により、同社に対して、本件特例を適用し、円滑な大学開設を支援する。

別紙

1 特定事業の名称

1103 資本関係等によらない密接な関係による電力の特定供給事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとするもの

特区内の特定供給事業者

3 当該規制の特例措置の適用開始の時期

特区計画認定後

4 特定事業の内容

(1) 事業主体

特区内の特定供給を行う事業者

(2) 事業区域

若松区、八幡東区及び八幡西区の区域の一部（響灘及び洞海湾沿岸部の一部）」

（詳細別添図）

(3) 事業実施期間

特区認定後、民間事業者の特定事業活用を表明した時期から継続

・ <省略>

・ <省略>

(4) 実現される行為

電力供給者と需要家（企業）が共同して組合を設立し、電力事業者が自営線を使い、需要家の稼働率や稼働時間帯及び使用電圧に応じて設定される一般電気事業者の契約単価を原則下回る電力単価となる安価な電力を需要家に供給する。

(5) 整備施設詳細

ア 洞海湾周辺地区

・ 火力発電設備（天然ガス）出力3万kw程度

・ 送配電線（自営線）、変電設備 1式

イ <省略>

・ <省略>

・ <省略>

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 密接な関係の確認（別紙のとおり）

特区において電力の供給者と需要家が共同して組合を設立した場合において、発電設備施設の保有会社、その他特定供給関連設備会社への出資を行い、その関係が今後も長期にわたり継続することが見込まれることを、当該組合の定款により、北九州市が確認することによって、密接な関係を確認する。

(2) 需要家保護措置を要しない関係の確保（別紙のとおり）

需要家保護措置を要しないことを確保するため、

- ① 電気供給予定者が電気の供給を開始しようとする際、電気料金、配線工事の費用の負担等において、特定者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと。
- ② 供給予定者が電気を供給する相手方の利害を阻害しない。
としたことを盛り込んだ協定を、受電組合と北九州市で締結する。

別紙

1 特定事業の名称

1 2 0 1 公有水面埋立地の用途変更等の柔軟化事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

新門司北地区で当該規制の特例措置をうける北九州市及び立地予定企業

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定後

4 特定事業の内容

(1) 実施主体

北九州市
立地予定企業

(2) 実施区域

北九州市 門司区新門司北 (詳細別添図)

(3) 実施期間

特区計画の認定後

(4) 実現される行為

埋立地に進出希望する企業においては、事業形態の変化等により埋立計画時点とは違った用途のニーズが生じている。そこで、埋立地の用途変更手続きにあたり、迅速な対応を実施することで企業の進出意向決定後の早期の着工・操業を実現する。

5 当該規制の特例措置の内容

特例措置の適用を受けようとする埋立地についての竣功認可の告示内容

地区名		埋立権者	免許年月日	竣功認可年月日	竣功認可告示年月日	竣功面積(m ²)
新門司2 期埋 立地	1-3-2-4-4 工区 A号地	北九州市	S55.2.21	H9.5.27	H9.6.10	42,309.48
	1-3-2-4-4 工区 B号地		S55.2.21	H9.5.27	H9.6.10	7,259.04
	2-2 工区 G号地		S55.2.21	H7.6.16	H7.6.23	198,888.47
	2-3-1 工区 G号地 (イ)		S55.2.21	H9.5.27	H9.6.10	141,656.97
	2-3-1 工区 G号地 (ロ)		S55.2.21	H9.5.27	H9.6.10	358,531.08

新門司地区は西日本の国内物流拠点として整備を進めている地区で、九州最大のフ

ェリーターミナルを有しており、背後の新門司 IC から高速道路網に容易にアクセスできるなど、国内輸送には欠かせない輸送モードが整っている。

また、近隣には太刀浦コンテナターミナルが整備され、沖合いには新北九州空港が平成 17 年完成するなど、陸海空の複合輸送モードを駆使できる国内有数の物流拠点としてさらなる飛躍が見込まれている埋立地である。

今後、当地区へ進出する企業への対応を迅速に行い、産業集積や新規産業の創出等により地域の活性化を図るため、当該特例措置を適用することにより、より早期に埋立地の有効利用を図っていく。

別紙

1 特定事業の名称

1 2 0 8 特定埋立地に係る所有権移転制限期間等短縮事業

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

新門司北地区で当該規制の特例措置をうける北九州市及び立地予定企業

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

特区計画の認定後

4 特定事業の内容

(1) 実施主体

北九州市
立地予定企業

(2) 実施区域

北九州市 門司区新門司北 (詳細別添函)

(3) 実施期間

特区計画の認定後

(4) 実現される行為

埋立地に進出希望する企業においては、事業形態の変化等により埋立計画時点とは違った用途のニーズが生じている。そこで、埋立地の権利の移転・設定、用途変更手続きにあたり、迅速な対応を実施することで企業の進出意向決定後の早期の着工・操業を実現する。

5 当該規制の特例措置の内容

(1) 特例措置の適用を受けようとする埋立地についての竣功認可の告示内容

	地区名	埋立権者	免許年月日	竣功認可年月日	竣功認可告示年月日	竣功面積(m ²)
新 門 司 2 期 埋 立 地	1-3-2-4-4 工区 A号地	北九州市	S55.2.21	H9.5.27	H9.6.10	42,309.48
	1-3-2-4-4 工区 B号地		S55.2.21	H9.5.27	H9.6.10	7,259.04
	2-2 工区 G号地		S55.2.21	H7.6.16	H7.6.23	198,888.47
	2-3-1 工区 G号地 (口)		S55.2.21	H9.5.27	H9.6.10	358,531.08

(2) 埋立地の全部又は一部が現に相当期間にわたり告示された用途に供されていないことからその有効かつ適切な利用を促進する必要があると認めた理由

- ・新門司地区は西日本の国内物流拠点として整備を進めている地区で、九州最大のフェリーターミナルを有しており、背後の新門司ICから高速道路網に容易にアクセスできるなど、国内輸送には欠かせない輸送モードが整っている。
- ・また、アジア航路を中心とした太刀浦コンテナターミナルや、平成17年度に開港する新北九州空港が近接するなど、陸海空の複合輸送モードを駆使できる国内有数の物流拠点としてさらなる発展が見込まれている埋立地である。
- ・しかしながら、当該埋立地は、一部が金属製品製造などの工場用地として埋め立てたものの、近年の産業構造の変化、国内工場の再編、製造工場の海外移転、長期化する景気の低迷のため、工場の企業誘致が進まず、竣工認可後8年経過しても埋立申請時の土地利用に使用されていない。
- ・一方、当該地は、近年、完成自動車の物流拠点として役割が見直され、昨年トヨタ系完成自動車の海上輸送と陸上輸送の物流拠点基地が立地し稼働している。
- ・北部九州には、トヨタ自動車九州を初め、日産苅田工場、ダイハツ車体工業大分中津工場が集積している。また、H18年1月からは苅田町にトヨタ自動車九州のエンジン工場も稼働する予定であり、新門司地区は、完成自動車のみならず自動車部品の輸送拠点として、関連企業の進出が大いに見込まれる地区である。
- ・今回の特区により埋立地に係る規制緩和を実施し、自動車物流関連企業の要望に応えることができれば、企業誘致の促進、地域経済の活性化が大いに期待できる。
- ・本市では、企業誘致にあたってスピードの速い企業ペースに対応するために、行政のワンストップサービス等の対応を行っているが、企業の進出表明から操業開始までの期間短縮要望が非常に多く、ニーズに迅速に対応できない現状がある。
- ・公有水面埋立法に基づき埋立地の用途変更・権利の処分を行う場合、埋立の竣工認可の告示日より起算して10年間は免許権者の許可を受ける必要があり、これが企業ニーズへの迅速な対応への障壁となっている。
- ・今回、特区の特例措置を適用することにより、企業進出表明から操業開始までの期間を短縮することができ、企業利益の確保、進出意欲の向上を期待できる。
- ・また、より幅広い用途に対応できる土地利用となることから、進出希望企業への柔軟な対応、進出の早期化が可能となり、新規雇用の増大、地域経済の活性化が大いに期待できるため特区を申請するものである。